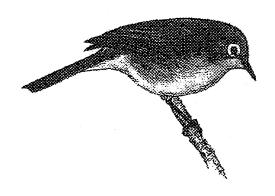
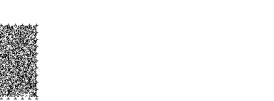
# 第3章 計画の基本的な考え方



市の鳥「メジロ」









# 第1節 目指すべき姿(基本理念と基本視点)

# 1 基本理念

本計画の基本理念を次のとおり掲げ、これからの地域福祉計画における市民・事業者・市の共通の 目標とします。

みんなが自分らしく ともに支え合い 地域の絆をはぐくむ 福祉のまち

### 2 基本視点

計画の「基本理念」を実現するため、次の視点に留意しながら計画を推進していくこととします。

市民と事業者と市の協働 ~同じ方向を目指して~





#### 計画の基本目標 第2節

# 計画の基本目標

第五次計画では、第四次計画の基本目標を踏まえ、その後の社会情勢や国・東京都の動き、市民意識 調査結果等から見られる地域福祉の課題への対応を考慮して、以下の3つの基本目標を掲げ、市民等と の役割分担と連携・協働の下、実現に努めていきます。

#### 《基本目標1》 地域を支える人づくり

地域の課題を『我が事・丸ごと』として捉えることで、市民一人一人が地域を支える担い手であると いう意識をもち、ボランティア団体・NPO法人、個人ボランティア等において、活発な活動ができる 人づくりを目指します。

主な取組としては、福祉教育、広報、意識啓発活動等の推進や、ボランティア・市民活動センターを 中核として市民活動への支援を行うとともに、社会福祉協議会が行う各種福祉講座や体験学習への支援 等、コミュニティの活性化を図るために、多様な活動の主体が連携・協働するネットワークづくりを推 進します。

### 《基本目標2》 市と市民が一体となった地域づくり

住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすことができるよう、市と市民が一体となった地域づくり を推進します。

主な取組としては、福祉活動の基盤となる場や制度の整備や、公共の場におけるバリアフリー化等の 福祉的な配慮を推進するとともに、避難行動要支援者への支援や見守り活動の充実等、地域の防災対策 の拡充を推進します。また、犯罪をした者等の生活基盤の整備や、孤立と自殺を防ぐ地域づくりに向け た支援と啓発を行います。

#### 《基本目標3》 包括的な支援の仕組みづくり

複合的な課題を抱える人や、地域で孤立している人を、支援の手から取りこぼさないよう、必要なサ ービスを必要な人が受け取ることのできる包括的な支援の仕組みづくりを目指します。

主な取組としては、保健や医療と連携した福祉サービスの充実や、サービスの広報システムの拡充、 相談支援体制の強化等、総合的かつ包括的な支援体制を整えるとともに、生活困窮者や生活保護受給者 等の個々のケースに対して、関係機関と連携しながら自立の促進を支援します。



# 2 施策の体系

### 〈基本理念〉

### みんなが自分らしく ともに支え合い 地域の絆をはぐくむ 福祉のまち 〈基本視点〉 市民と事業者と市の協働 ~同じ方向を目指して~ 〈基本目標〉 〈取組の方向性〉 1 地域を支える人づくり 福祉教育の推進と担い手の育成 2 様々な地域福祉活動や交流の推進 3 活動団体間のネットワークづくりの推進 2 市と市民が一体となった 1 地域福祉活動の基盤の強化 地域づくり 2 快適な生活環境の推進 3 安全・安心のまちづくりの推進 4 再犯防止の推進 『武蔵村山市再犯防止推進計画』 地域における孤立と自殺の防止 『武蔵村山市自殺対策計画』 3 包括的な支援の仕組み 1 福祉サービス充実の基盤づくり づくり 2 相談体制・情報提供の充実 3 権利擁護の推進 『武蔵村山市成年後見制度利用促進基本計画』 4 保健・医療等の推進 5 就労促進のための支援体制づくり 6 生活困窮者への自立支援 生活保護受給者への自立支援



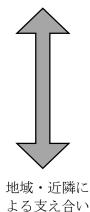
重層的な支援体制の整備に向けた検討

#### エリア設定の考え方 第3節

# 地域福祉エリアの設定

計画では、地域福祉を推進するため、地域福祉活動のエリアを設定します。エリア設定は、包括的な 支援体制を整備していくうえで、「住民の身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題 を把握し解決を試みることができる環境を整備するために重要です。





#### 市全域(市·社会福祉協議会)

市全域を対象とした複合的な相談対応、総合的な支援 等

地域福祉エリア(地区民生委員・児童委員協議会、包括支援センター圏域) 身近な地域での専門的な相談・支援 等

#### 地区福祉圈域(小学校区域、自治会区域)

地域福祉に関する情報の交換、活動拠点の整備、サロン活動、 地区福祉活動、行政情報の周知、防災・防犯活動、 見守りネットワーク 等

本市では、平成6年2月に策定した「老人保健福祉計画」で市内を4つのエリアに分けた「地域福祉 エリア」を設定し、その後、平成 18 年3月に策定した「第二次地域福祉計画(平成 18 年度~平成 22 年度)」において、日常生活における行動範囲や生活環境条件等を考慮して、新たな「地域福祉エリア」 を設定し、地域における保健・福祉サービスの提供体制の整備を行ってきました。

引き続き4つのエリアを「地域福祉エリア」として設定し、分野別計画や関連施策等との調整を図り ます。

#### 【地域福祉エリアに含まれる町名】

| エリア名   | 町名                               |
|--------|----------------------------------|
| 西部エリア  | 伊奈平、岸、残堀、中原、三ツ木、三ツ藤、大字三ツ木(横田基地内) |
| 北部エリア  | 神明、中央、中藤、本町                      |
| 南部エリア  | 榎、大南、学園                          |
| 緑が丘エリア | 緑が丘                              |



### 【地域福祉エリアの地図】

